指標　3.1.1

指標名、ターゲット及びゴール

指標　3.1.1　妊産婦死亡率

ターゲット　3.1　2030 年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生 10 万人当たり 70 人未満に削減する。

ゴール　3　あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

定義及び根拠

○　定義

年間の妊娠中または妊娠終了後満 42 日未満に、妊娠の期間及び部位には関係しないが、妊娠もしくはその管理に関連した又はそれらによって悪化したすべての原因による妊産婦死亡の数を出生 10 万あたりで表したものである。

○　概念

「妊産婦死亡」とは、妊娠中または妊娠終了後満 42 日未満に、妊娠の期間及び部位には関係しないが、妊娠もしくはその管理に関連した又はそれらによって悪化したすべての原因によるものをいう。ただし、不慮又は偶発の原因によるものを除く。

また直接死及び間接死の 2 つのグループに分けることができ、直接的な産科的死亡は、妊娠時（妊娠、分娩および産褥）の産科的合併症による、関与＜介入＞・義務の怠惰・不適切な処置又はこれらのいずれかの結果から発生した一連の事象の結果として生じた死亡をいう。間接的死亡は、妊娠前から存在した疾患又は妊娠中に発症した疾患により死亡したものをいい、これらの疾患は、産科的原因に直接起因するものではないが、妊娠の生理的作用によって悪化したものである。

○　根拠及び解釈

人口動態調査は、各自治体に提出された死亡届を元に死亡票を作成し、死亡票に記載されている死因や状況の記載により原死因を特定している。その原死因から「妊産婦死亡」と特定されたものを年間で積み上げたものを妊産婦死亡数としている。

データソース及び収集方法

人口動態統計

算出方法及びその他の方法論的考察

○　算出方法

妊産婦死亡率＝年間の妊産婦死亡数／年間の出生数×100,000

○　コメントと限界

人口動態統計では出産 10 万対で算出しているが、SDGs では出生 10 万対と定義している。

データの詳細集計

なし

参考

人口動態統計

データ提供府省

厚生労働省

関連政策府省

こども家庭庁、厚生労働省

担当国際機関

世界保健機関（WHO）